

幸区介護支援専門員連絡会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 幸区における介護支援専門員の資質向上を図り、地域包括ケアシステムの構築に寄与することを目的として、「幸区介護支援専門員連絡会議」（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 幸区における地域包括ケアシステムに関すること。
- (2) 「幸区ご近所支え愛モデル事業」に関すること。
- (3) 幸区における介護支援専門員の資質向上に関すること。
- (4) 地域の保健、医療、福祉サービスの情報に関すること。
- (5) 関係機関との連携、情報交換に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 連絡会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 幸区民を担当する介護支援専門員
- (2) 幸区内地域包括支援センター
- (3) 幸区役所地域みまもり支援センター
- (4) その他区長が必要と認める者

(事務局)

第4条 連絡会議の事務局は幸区役所地域みまもり支援センター高齢・障害課に置く。

(会議の招集)

第5条 連絡会議は事務局が招集する。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、区長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、令和5年4月1日から施行する。